

港区バリアフリー
交通安全特定事業計画
新橋駅周辺地区

令和4年3月
東京都公安委員会

**港区バリアフリー基本構想における重点整備地区
「新橋駅周辺地区」の交通安全特定事業計画**

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条（基本方針）及び第36条（交通安全特定事業の実施）に基づき、港区バリアフリー基本構想に即して、新橋駅周辺重点整備地区における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（位置図参照）

道路の区間				生活関連施設		
No	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設	
1	一般国道1号	桜田通り	港区虎ノ門1丁目3番先から 港区虎ノ門1丁目21番先まで	JR、東京メトロ、都営地下鉄、ゆりかもめ 新橋駅 都営地下鉄 内幸町駅 東京メトロ 虎ノ門駅 東京メトロ 虎ノ門ヒルズ駅 虎ノ門バスターミナル	虎ノ門高齢者在宅サービスセンター、虎ノ門いきいプラザ（とらトピア）	
2	特例都道 日比谷芝浦線 (第409号)	日比谷通り	港区新橋2丁目1番先から 港区西新橋3丁目21番先まで			
3	特例都道 外濠環状線 (第405号)	外堀通り	港区赤坂1丁目2番先から 港区赤坂1丁目1番先まで			
4	特例都道 外濠環状線 (第405号)、 主要地方道 白山祝田田町線 (第301号)	環二通り他	港区西新橋2丁目15番先から 港区新橋4丁目26番先まで			
5	特例都道 外濠環状線 (第405号)	環二通り	港区虎ノ門2丁目5番先から 千代田区霞が関3丁目4番先まで			
6	特別区道 第1012号線		港区新橋3丁目1番先から 港区新橋2丁目17番先まで			生涯学習センター（ばるーん）、桜田公園
7	特別区道 第1005号線		港区新橋2丁目6番先から 港区新橋5丁目19番先まで			
8	特別区道 第1015号線、 第1006号線		港区新橋5丁目19番先から 港区新橋5丁目33番先まで			塩釜公園
9	特別区道 第1013号線		港区西新橋2丁目10番先から 港区西新橋2丁目23番先まで			南桜公園
10	特別区道 第1013号線		港区虎ノ門1丁目23番先から 港区虎ノ門1丁目23番先まで			西桜公園

道路の区間				生活関連施設	
No	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
11	特別区道 第 1009 号線		港区虎ノ門 2 丁目 9 番先 から 港区虎ノ門 2 丁目 2 番先 まで	J R、東京メトロ、 都営地下鉄、ゆりかもめ 新橋駅 都営地下鉄 内幸町駅 東京メトロ 虎ノ門駅 東京メトロ 虎ノ門ヒルズ駅 虎ノ門バスターミナル	国家公務員共済組合連 合会虎の門病院

2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

(1) 路線別

No	路線	事業内容	実施予定期間
1	一般国道 1 号	信号機の改良（音響機能の整備）、横断歩道の整備	令和 4～7 年度
2	特例都道日比谷芝浦線 (第 409 号)	信号機の改良（音響機能の整備）、横断歩道の整備	同上
3	特例都道外濠環状線 (第 405 号)	信号機の改良（音響機能の整備）	同上
4	特例都道外濠環状線 (第 405 号)、 主要地方道 白山祝田町線 (第 301 号)	信号機の改良（音響機能の整備）	同上
6	特別区道第 1012 号線	信号機の改良（音響機能の整備）	同上
7	特別区道第 1005 号線	横断歩道の整備	同上

(2) 全路線共通

事業内容	実施予定期間
1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業 (1) 道路標識の適切な補修 必要に応じて実施（道路標識の高輝度化は既に実施済） (2) 道路標示の適切な補修 必要に応じて実施（道路標示の高輝度化は既に実施済） (3) エスコートゾーンの整備（注1） 必要に応じて実施 2 違法駐車行為の防止のための事業 (1) 横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車指導取締りの実施 (2) 歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法駐車指導取締りの実施 (3) 違法駐車行為の防止のための広報活動及び啓発活動の実施	令和4～7年度 (継続的に実施)

(注1) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起を設けるもの。

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施に当たっては、相互の事業の進捗状況を確認するための関係機関との意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

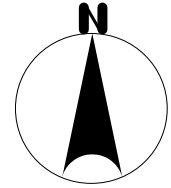
信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。

また、交通規制の実施に当たっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の整序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

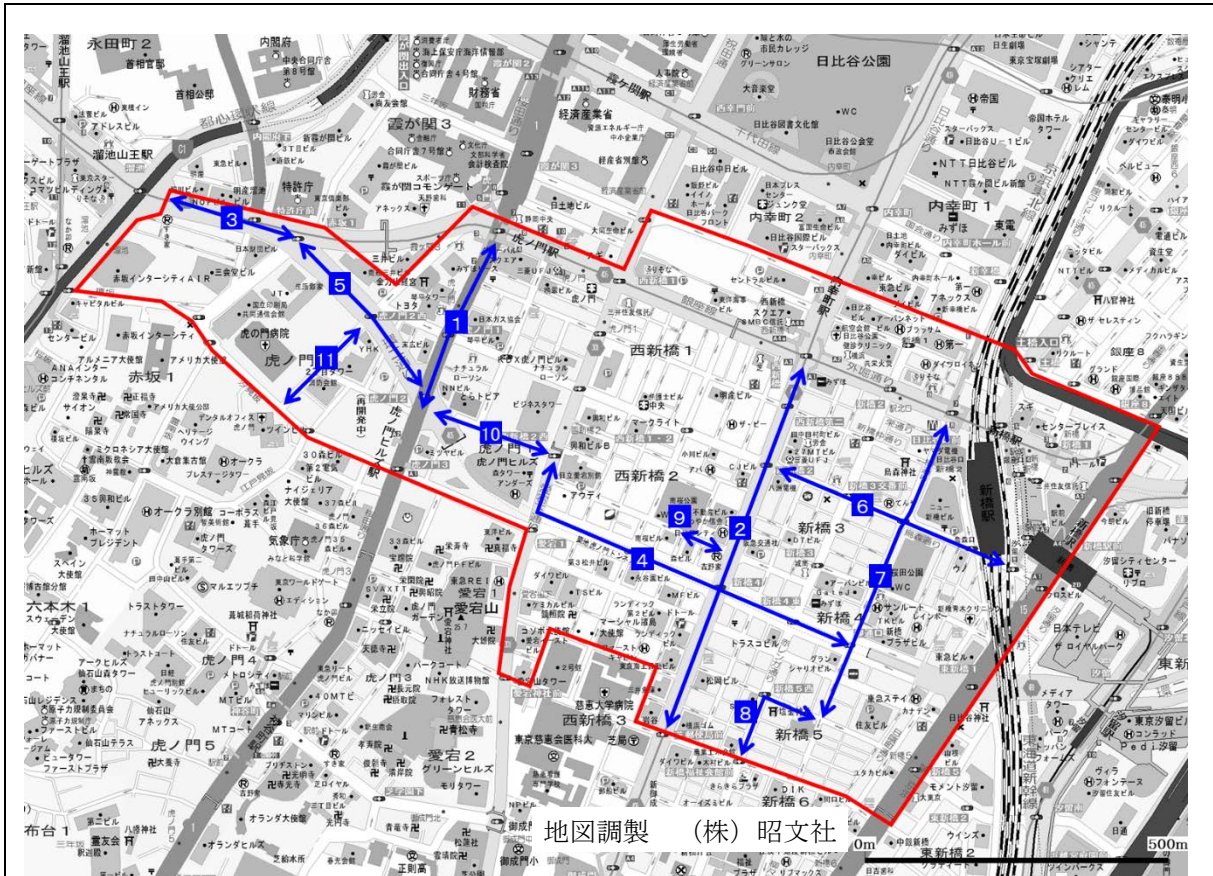
(3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車指導取締りに加え、違法駐車行為の防止に資する事業について、関係機関と連携して重点的かつ計画的に実施する。

位置図



区市町村名	港区
重点整備地区名	新橋駅周辺地区



<凡例>

- : 重点整備地区
- ↔ : 道路の区間（生活関連経路）